

幾回督促しても 音沙汰なき組合員に 支拂命令を發す

濱三郡木炭組合が協議

木炭の暴落、需要の激減等から受けた當業者の打撃は全く豫想外で濱三郡木炭同業組合では組合員二千六百五十餘名のうち昨年十月中に納付すべき

一圓の組合費を滞納し幾回督促しても梨のつぶてで音沙汰なきもの現在

千五百名といふ過半数に達してゐるため組合理事者も持て餘してゐるしかも組合費は税金と異なり強制徴収が出来ないので種々頭をひねつた結果定款第六十四條により民事裁判の

手續き、をとり右の

千五百名に對し支拂命令を突きつけるべく今二十二日支部長會議を石城郡衙内に開いた

内郷村長 脱會騒ぎ

石城町村長會

昨報縣町村長會石城郡支會總會は二十日元郡役所で開會既記の諸件につき協議した石城郡教育會負擔金の問題で内郷村長菅波忠治氏が脱會するなど騒ぎだしたのでましまらず二十一日引續き村豫算編成について

救濟策

金を募集すると共に地表の動搖の底止するを待ち六戸の住宅を移轉せしめ耕地に對しては耕地整理を斷行する事となり縣および國庫補助を得三ヶ年の繼續事業として工費四千餘圓を投じて起工し近く完成するがこの耕地整理により一時全滅の姿を呈した

濱は大漁で 活氣づく

石城郡の各濱は昨年來鱈の大群が來襲し之が捕獲に活氣を呈してゐるが昨今鮪平目もまじり豊漁なので鱈漁に大穴を明けて四苦八苦の狀態を示してゐた漁村も漸く活氣づいて來た

箕輪村の 陥没地帯再生

美田も眼の前

石城郡箕輪村大字大利部落は去る大正八年頃から地表に龜裂、陥没を生じ十年に至り一層甚だしく

一帯の 山林、耕地

住宅等は鳴動と共に大龜裂大陥没を來し住宅はことごとく傾き倒壊せんとする危機に瀕し耕地は耕作することが出來ず山林は根こそぎに倒されて同部落を擧げて全滅の状態となり慘狀見るに堪へなかつたが當時郡當局は種々

助を得三ヶ年の繼續事業として工費四千餘圓を投じて起工し近く完成するがこの耕地整理により一時全滅の姿を呈した

困つた事の一つ

醜態さらす

南町の一團

平町に於て最もこまつた事の一つとして数えられてゐるのは南町に配任してゐる數十名に達する酌婦の夜間横行の醜態である平署ではこれ等の淫靡にして面をそむけるやうな醜事實を果たしてどの程度まで取締つてゐるか判明しないが最近彼等の通行人に對する振る舞いは全く言語に斷する有様でこれがため一般通行人は勿論のこと附近の者は非常な迷惑を被り一體警察は何をしてゐるのだらうなど、警察の無能をさへ叫ぶものも漸く多くなつて來た



玉葱の漬け物

これは味も、見た處も全く花ラッキヤウと同じで而も漬け方は極めて簡單六七日目には食べられるといふ極

さすげに平 廿日に廿二 名が藝妓

さすがに平はその消化力の偉大なるところだけにこの不景氣といふに昭和二年の一月も廿日までの間に藝妓又は娼妓として警察署から許可されたものは廿二名の多きに達してゐるがこれは一面不景氣になつて身じろぎもならぬ窮迫からのがれんとするプロ階級の唯一の治路かと思へば厭過しがた社會現象の一つではある

青訓年 實感と希望

第四年次 望月 治

私は教練を行ふ様になつてからは筋肉が非常に締り身も丈夫になり成り體の工合も好く成りました、體重は以前より少し軽く成りましたが是は筋肉が締つたためであらう、身長は何分か伸たと思ひます、歩行する時も以前の様に横を向ひたり下を向ひたりする事が無く速歩の要領で活潑に歩く様に成りました、又規律を守る様

兎の耳

色白くなりたさに茨城縣立農學校の一年生高田義光(モ)は歩兵伍長で除隊後本年一月同校に入學した篤學の男だが去る十六日殿岡教師の化學の時間が白くなると聞かされ自分の色の黒いのを直さうと十八日放課後學校の化學室から亞硫酸を盗み出しひそかに嚙下した處分量を誤つて吐瀉苦悶を初め附近の醫師の處へ駆けつけ漸く一命を取止めて

大瀧問題縣會速記集 ため集を聽視の下縣

(七)

井上氏の質問演説は水利使用出願上最も關係深き平町水道に關する事項を明記するを要するに拘らず何故其記載を缺ける變更申請書を不問の儘上級官廳に稟請して許可を與へたのであるかと云ふことを聽きた

いのである、此問題が突發致しますると同時に内務省と遞信省へ町當局が参りまして如何なる手續に依つて許可されて居るか云ふことを尋ねたのであります所が内務省に於ては平町水道の事は些とも書類の上に現はれて居ない内務省が平町水道を敷設することを許可して當時七十五萬圓と云ふ大きな費用を投じて敷いた水道であります、縣は好間川の上流に於て平町の水道を此河川の關係を承知しなかつたと云ふ事は恐らく言ひ得まいと思ふ、二、縣當局は變更許可に付平町の同意の必要あるを是認し參加會社に對して平町の同意を受くべき旨を命じたことは出願人より平町に願出た事に依て明かである、然る

に其後平町の同意無いに拘らず此許可を爲したること、はごう云ふ事であるかと云ふことを私は聽きたいのであります、三、大瀧江筋所要水量は十三個現在に要するのであります、灌漑用水と平町の水道に引用する水と合せまして十三個を大瀧江筋に流置せなければならぬ事にあつたのである、然るに電氣會社の計劃に依りますと即ち大瀧發電所なるものは此水利の方には僅に十個の水を流量することに

出願して居るのである、十三個の水を必要とするに拘らず十個の水を基礎として何故に之を許可したのであるか斯ふことを御聽きたいのであります、四、水野郡長をして仲裁せしめたる際平町に妥協の意思あらば平町の面目を立てるやうに取扱を爲すと云ふことを言われたが其面目を立てると云ふことはどう云ふ意味を語るものであるか、知事は此様なことを當時の水野郡長に命令されたかどうか斯ふ云ふことも承つて置きたいのであります、五、知事の輩下にある所の某官吏が繁争中の行政訴訟に付て平町は必ず敗訴すると云ふやうなことを盛に宣傳して居るやうであるが是は私は怪しからぬ事である、知事は

果して此様なことを御承知になつて居るかどうか、六、知事は平町が敗けたら平町が若し訴訟を負けたら酷い目に遭ふと云ふことを言つたことは是は如何云ふ意味で酷い目に遭ふのであるかと云ふことを私は御聽したいのである、小田炭礦株式會社は水利使用許可を受くる前に既に平電氣企業會社に此電力の總ての權利を賣つて居るのである、讓渡して居るのであります、自家用水利規則に背きまして而も許可を得ない以前に之を他の會社に賣買の契約讓渡の契約をして居るのである